

前渡地区木曽川河川区域利用調整協議会要綱

(令和4年7月5日決裁)

(設置)

第1条 前渡地区木曽川周辺整備事業における木曽川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下同じ。）の利用について、地域の活性化に資するよう民間事業者等の活力を取り入れながら事業を推進するに当たり、関係者から幅広く意見を聴取するため、前渡地区木曽川河川区域利用調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 前渡地区における木曽川の河川区域の活用方針及び整備に係る施策に関する事項
- (2) 前渡地区における木曽川の河川区域の整備に係る効果に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光又は商工業の関係者
- (3) 地域の関係団体の役員等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(オブザーバー等)

第4条 協議会には、委員のほか、オブザーバー又はアドバイザー（以下「オブザーバー等」という。）を置くことができる。

- 2 オブザーバー等は、市長が選任する。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて意見を述べるものとする。
- 4 アドバイザーは、専門的な見地から助言等を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、当該河川区域内の土地が河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）

第22条第1項の規定による都市・地域再生等利用区域の指定を受ける日までの間、必要に応じて市長が招集する。

2 会議の進行は、委員の互選により定める会長が行うものとする。

3 会長が不測の事情により会議に出席することができないときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及びオブザーバー等以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

（守秘義務）

第6条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、都市建設部河川公園課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。